

目的・基本理念・基本原則・条例の位置付けの条文比較

資料4

	目的	基本理念	基本原則	位置付け	
1	札幌市自治基本条例	(目的) 第1条 この条例は、本市のまちづくりに関し、基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会及び議員並びに市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の役割及び責務並びにまちづくりの基本的事項を定めることにより、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。	(基本理念) 第4条 まちづくりは、市民が主体であることを基本とする。 2 市政は、市民の信託に基づくものであることを基本とする。この場合において、議会及び市長は、緊張関係を適切に保ちながら市政を進めるものとする。 3 市民、議員並びに市長及び職員は、それぞれの役割や責務を相互に認識し、不断の努力を重ね、連携して市民自治によるまちづくりに取り組むことを基本とする。	(まちづくりの基本原則) 第5条 まちづくりは、市民の参加により行われるものとする。 2 市及び市民は、まちづくりを進めるために必要な情報を共有するものとする。 3 市は、市民の信託に基づき、公正かつ誠実に市政を運営する責任を負うものとする。この場合において、市は、市政への市民参加を推進し、市民の意思を尊重するものとする。	(この条例の位置付け) 第3条 市及び市民は、本市のまちづくりの最高規範として、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。 2 市は、総合計画その他のまちづくりに関する計画の策定及びまちづくりに関する条例、規則等の制定改廃等に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。
2	石狩市自治基本条例	(目的) 第1条 この条例は、石狩市のまちづくりに関する基本理念及び原則を示すとともに、まちづくりに関する市民の権利と責務、市議会及び執行機関の責務並びに市政運営の諸原則を定めることにより、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。	—	(まちづくりの基本原則) 第4条 石狩市のまちづくりは、市民が主役であるとの共通認識のもと、市民及び市又は市民同士の協働により進めることを基本とする。 2 石狩市のまちづくりは、市民及び市がまちづくりに関する情報を共有しながら進めることを基本とする。 3 石狩市のまちづくりは、未来の市民への責任を自覚し、持続可能性を確保しながら進めることを基本とする。	(条例の位置付け) 第3条 この条例は、石狩市のまちづくりに関する最高規範であり、市及び市民は、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。 2 市は、条例の制定、計画の策定その他の市政運営に当たっては、この条例の内容との整合性を図らなければならない。
3	江別市自治基本条例	(目的) 第1条 この条例は、江別市の市民自治の基本理念及び基本原則並びに自治運営の基本的な事項を定め、市民の信託に基づく議会及び市長等の役割及び責務を明らかにするとともに、市民自らが考え、行動する、市民自治を実現することを目的とする。	(市民自治の基本理念) 第3条 市民一人ひとりが自治の主役として、市政に関する情報を共有し、自らの責任において主体的に考え、積極的にまちづくりに参加及び協働しながら、より良いまちづくりを推進することを市民自治の基本理念とする。	(市民自治の基本原則) 第4条 市民及び市は、次に掲げる基本原則に基づき、市民自治を実現するものとする。 (1) 情報共有の原則 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有すること。 (2) 市民参加・協働の原則 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりへの参加及び協働を進め、市は、それを尊重すること。 (3) 信託と責任の原則 市は、市民の信託に基づき、公正かつ誠実に市政を運営する責任を負うこと。	(この条例の位置付け) 第5条 この条例は、江別市の自治の基本を定める最高規範であり、市民及び市は、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。 2 市は、他の条例、規則等の制定及び改廃並びに法令等の解釈及び運用に当たっては、この条例の規定との整合を図らなければならない。
4	帯広市自治基本条例	(目的) 第1条 この条例は、市民と市がそれぞれの役割と責任を担い、互いに力を合わせてすすめる協働のまちづくりを推進するための基本的な事項を定め、豊かな地域社会の実現をはかることを目的とする。	—	—	(条例の位置付け) 第3条 市は、まちづくりの推進にあたり、条例、規則等の制定改廃及びまちづくりに関する計画の策定又は変更にあたっては、この条例の趣旨を最大限尊重しなければならない。
5	北見市まちづくり基本条例	(目的) 第1条 この条例は、北見市におけるまちづくりの基本理念及び基本原則を示し、市民の権利及び責務並びに議会及び市長等の役割及び責務を明らかにするとともに、まちづくりの基本的な事項を定めることにより、自立したより良い地域社会を築くことを目的とする。	(基本理念) 第4条 まちづくりの主体は、市民である。 2 市民は、個人の尊厳と自由が等しく尊重され、自由な意思と責任を持ち、相互に支えあい、自立して暮らせる社会を自らつくるため、共に考え、共に取り組むものとする。 3 議会及び市長等は、その権限と責任において公正かつ誠実に市政を進め、自治体としての自立を確保するものとする。	(基本原則) 第5条 まちづくりは、市民参加のもとで行われるものとする。 2 市民、議会及び市長等は、相互理解と信頼関係に基づき、それぞれの役割や責務を認識し、協働でまちづくりに取り組むものとする。 3 市民、議会及び市長等は、まちづくりに関する情報を共有するものとする。 4 市民、議会及び市長等は、自治区の特性と自主性を尊重するとともに、北見市全体の均衡ある発展に共に取り組むものとする。	(条例の位置付け) 第3条 この条例は、本市のまちづくりの基本的な事項を定める最高規範であり、市民、議会及び市長等は、この条例の趣旨を尊重するものとする。 2 議会及び市長等は、条例、規則等の制定改廃及び重要な計画の策定又は変更に当たっては、この条例に定める事項との整合性を図るものとする。
6	士別市まちづくり基本条例	(目的) 第1条 この条例は、士別市のまちづくりに関する基本理念と基本原則を定め、市民の権利や役割、議会と行政の役割や責務を明らかにするとともに、本市の自治の推進に関する基本的な事項や制度を定め、市民が主役のまちづくりを推進することを目的とします。	(基本理念) 第3条 私たちは、国内各地域の人々やもとより、世界中の人々との友好の絆を強めながら、人類共通の願いである非核平和の実現や地球環境保全に向けたまちづくりを進めます。 2 私たちは、市民憲章の精神を尊重し、未来を見つめ、明るく住みよいまちづくりを進めます。 3 市民・議会・行政は、それぞれの役割を果たすと同時に、相互の理解と連携により、地域力を発揮し、まちづくりを進めます。	(基本原則) 第4条 士別市のまちづくりは、次の基本原則に基づいて進めます。 (1) 市民自治の原則 市民は、まちづくりの主役として、自らの意思と自発的活動のもとにまちづくりを進めます。 (2) 情報共有の原則 議会・行政の積極的な市政情報の提供などのもとに、市民・議会・行政は、まちづくりに関する情報を共有します。	(最高規範性) 第38条 この条例は士別市の最高規範であり、議会・行政は、この条例に基づいて市政を運営するとともに、他の条例などの制定・改正・廃止・解釈・運用を行います。
7	苫小牧市自治基本条例	(目的) 第1条 この条例は、まちづくりの基本原則を定め、市民及び市の責務等を明らかにするとともに、市政運営の原則等を定めることにより、市民自治によるまちづくりを推進することを目的とする。	(前文) (略) 私たちは、市民が主体となって、自ら考え、行動し、決定することによりまちづくりを行っていくという市民自治の考え方を基本として、個人の尊厳と基本的人権が尊重される地域社会を創造する取組を通じ、市民であることが誇りに思えるまちを築くことをまちづくりの理念として定める。 (略)	(基本原則) 第3条 市民及び市は、まちづくりの理念にのっとり、次に掲げる原則に基づき、市民自治によるまちづくりを推進するものとする。 (1) 情報共有の原則 市民及び市がまちづくりに関する情報を共有すること。 (2) 市民参加の原則 市民の参加の下に市政運営が行われること。 (3) 協働の原則 市民及び市がそれぞれの役割及び責任に応じ、対等な関係で協力すること。	(条例の位置付け) 第28条 市は、条例等の制定及び改廃、法令等の解釈及び運用その他市政運営に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重して行わなければならない。 2 市は、この条例の趣旨に基づき、各分野における基本条例等を制定し、及びこれらの条例と他の条例とを体系的に整備するよう努めなければならない。
8	名寄市自治基本条例	(目的) 第1条 この条例は、名寄市におけるまちづくりの基本理念及び原則を明らかにするとともに、まちづくりの基本事項を定め、また市民の権利と責務、議会及び議員並びに市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の役割と責務を明らかにすることによって、本来の地方自治の理念に適った市民主体のまちづくりを実現することを目的とする。	(まちづくりの基本理念) 第3条 市民は、まちづくりについて考え、決定し、行動する権利を有する。 2 市民が主体のまちづくりをするためには、市民及び市がまちづくりに関する情報を共有し、かつ、互いに連携・協力することが不可欠である。 3 名寄市は、独立した自治体として国、北海道及び他の自治体に対して自主、自立の立場を堅持すると同時に、互いに連携・協力してまちづくりを進めるものとする。	第2章 まちづくりの基本原則 (市民参加) 第5条 (子ども及び青少年のまちづくりへの参加) 第6条 (情報共有) 第7条 (連携・協力) 第8条 (コミュニティ自治) 第9条 (自主自立の市政運営) 第10条	(条例の位置付け) 第4条 この条例は名寄市の最高規範であり、市は総合計画その他のまちづくりに関する計画の策定及び条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

9	函館市自治基本条例	(目的) 第1条 この条例は、本市における市民自治の基本理念および基本原則を定め、市民、議会および市長等の役割、責務等を明らかにするとともに、行政運営の基本事項を定めることにより、市民自治によるまちづくりの推進を図ることを目的とします。	(基本理念) 第4条 市民はまちづくりの主体です。 2 市政は、市民の信託に基づくものであり、市は、その公正かつ誠実な運営に努めます。	(基本原則) 第5条 市民のまちづくりに参加する機会は、平等に保障されるものとします。 2 市民および市は、まちづくりに関する情報を共有します。 3 市民および市は、協働によるまちづくりを進めます。	(この条例の位置付け) 第3条 市民、議会および市長等は、本市のまちづくりの推進に当たっては、この条例の趣旨を最大限に素院長しなければなりません。 2 市(議会及び市長等をいいます。以下同じ。)は、条例、規則等の制定、改正または廃止に当たっては、この条例との整合を図らなければなりません。
10	美唄市まちづくり基本条例	(目的) 第1条 この条例は、美唄市におけるまちづくりの基本的な事項を定めるとともに、市民の権利と役割、市議会、執行機関の権限と責務を明らかにし、自立した自治体にふさわしい自治の実現を図ることを目的とします。	第1節 まちづくりの理念 (人権の尊重) 第4条 (平和の希求) 第5条 (自然との共生) 第6条	第2節 基本原則 (市民主体のまちづくり) 第7条 (情報の共有) 第8条 (協働のまちづくり) 第9条	(最高規範性) 第3条 この条例は、まちづくりの基本的な事項について市が定める最高規範であり、まちづくりのためのあらゆる活動において、この条例の内容を尊重します。 2 執行機関は、他の条例、規則等の制定改廃や計画の策定を行うときは、この条例の趣旨を尊重します。 3 執行機関は、この条例の定める趣旨に即して、市政運営及び施策の実現に向けた基本的な制度の整備に努めるとともに、条例、規則等の体系化を図ります。
11	稚内市自治基本条例	(目的) 第1条 この条例は、本市のまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、市民、市議会、市が相互の役割と責務を理解し合い、共に手をたずさえて豊かな地域社会を築くことを目的とします。	—	(基本原則) 第4条 まちづくりの基本原則は、次のとおりとします。 (1) 市民、市議会、市が、まちづくりに関する情報を共有すること。 (2) 市民一人一人が自ら考え行動し、まちづくりに参画する機会が保障されること。 (3) 市民、市議会、市が、それぞれの役割と責務を認識し、協働してまちづくりを行うこと。	(条例の位置付け) 第2条 この条例は、本市のまちづくりに関する基本的な事項を定める最高規範であり、市議会と市は、他の条例、規則などの制定や改正、廃止又はまちづくりに関する計画の策定や変更を行うときは、この条例の趣旨を踏まえて、整合性を図ります。
12	杉並区自治基本条例	(目的) この条例は、杉並区(以下「区」という。)における自治の基本理念を明らかにするとともに、区民の権利及び義務、事業者の権利及び義務、区政運営の基本原則並びに区民及び事業者(以下「区民等」という。)の区政への参画及び協働の仕組みに関する基本となる事項を定めることにより、自立した自治体にふさわしい自治の実現を図ることを目的とする。	第2章 基本理念 第3条 区民等及び区は、一人ひとりの人権が尊重され、人と自然と都市の活力が調和した住みよいまち杉並を、協働により創っていくことを目指すものとする。 2 前項の目的を達成するために、区民等及び区は、区政に関する情報を共有し、主導者である区民が、自らの判断と責任の下に、区政に参画することができる住民自治の実現を目指すものとする。	—	第11章 条例の位置付け 第31条 この条例は、区政の基本事項について、区が定める最高規範であり、区は、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図らなければならない。 2 区は、この条例の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、一定期間ごとに、この条例の内容について検討を加え、必要な見直しを行うものとする。
13	新潟市自治基本条例	(目的) 第1条 この条例は、本市における自治の基本理念及び基本原則を示すとともに、市民の権利及び義務並びに市議会(以下「議会」といいます。)及び市長等の役割及び責務を明らかにし、市政運営の諸原則を定めることにより市民自治の確立を図ることを目的とします。	(自治の基本理念) 第4条 市民及び市は、次に掲げる基本理念により市民自治の確立を目指すものとします。 (1) 個人の尊厳及び自由が尊重され、かつ、公正で開かれた市民主体の市政を推進すること。 (2) 地域の特性及び独自性を尊重した地域自治を推進すること。	(自治の基本原則) 第5条 市民及び市は、それぞれの果たすべき役割及び責任を担い、自らを律し、並びに自主的かつ自律的に行動するとともに、次に掲げる基本原則により自治運営を行うものとします。 (1) 市政に関する情報を共有すること。 (2) 市民の参画の下で市政の運営を行うこと。 (3) 協働して公共的課題の解決に当たること。	(条例の位置付け) 第3条 この条例は、本市の自治の基本を定めるものであり、市は、他の条例、規則及び規程(以下「条例等」といいます。)を制定し、改正し、又は廃止しようとする場合は、この条例の趣旨を最大限尊重してこの条例との整合を図らなければなりません。
14	静岡市自治基本条例	(目的) 第1条 この条例は、静岡市のまちづくりの基本理念及び市政運営の基本原則を明らかにするとともに、まちづくりに関する市民の権利及び義務並びに市議会及び市の執行機関の役割及び責務を定めることにより、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。	第2章 まちづくりの基本理念 (市民主体のまちづくり) 第4条 (情報の共有) 第5条 (人と人との連携) 第6条 (人づくり) 第7条	第4章 市政運営の基本原則 (市民と協働して行う市政運営) 第11条 (情報の提供及び会議の公開) 第12条 (個人情報保護) 第13条 (各行政分野の基本方針等を定める条例の制定) 第14条 (総合計画の策定) 第15条 (国及び他の地方公共団体との連携) 第16条	(この条例の位置付け) 第3条 市民及び市は、まちづくりに関するすべての活動において、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。 2 市は、市の条例、規則等の制定改廃及びまちづくりに関する計画の策定又は変更に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。
15	豊中市自治基本条例	(目的) 第1条 この条例は、市民主権の理念にのっとり、自治の基本原則及び自治の主体のあり方を明らかにするとともに、その主体間における参画と協働の原則を定めることにより、自己決定、自己責任による自治の運営を実現し、もって自立した豊かな地域社会の創造に資することを目的とする。	—	(自治の基本原則) 第2条 自治は、次に掲げる基本原則に即して推進されなければならない。 (1) 情報共有の原則 市民、事業者及び市は、市政に関する情報を共有すること。 (2) 参画の原則 市民及び事業者の参画の下で市政が行われること。 (3) 協働の原則 市民、事業者及び市は、互いを理解し、尊重し、対等な立場で連携して課題に取り組むこと。 2 地域の課題は、地域の特性に応じて市民及び事業者が解決に向けた取組を担うとともに、市がその取組に必要な施策を実施することにより解決を図るものとする。	(この条例の位置付け) 第32条 この条例は、自治の基本を定めるものであり、市民、事業者及び市は、誠実にこれを遵守しなければならない。 2 市は、条例の制定及び改廃、法令等の解釈及び運用並びに市政運営に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

16	伊賀市自治基本条例	<p>(目的) 第1条 この条例は、伊賀市における自治の基本的な事項を定め、市民及び市のそれぞれの権利や責務を明確にし、住民自治のしくみを定めることにより、伊賀市独自の自治の推進及び確立を目指すことを目的とする。</p>	<p>(基本理念) 第3条 市民及び市は、次に掲げる基本理念により、まちづくりを推進するものとする。 (1) 補完性の原則に基づき、市民自身あるいは地域が自らの責任のもと、まちづくりの決定や実行を行うとともに、市は、これらの活動を支援し、また、市自らも改革を進めるなど、市民が主体となり地域の個性が生きた自治を形成する。 (2) 自然との共生を図り、各地域が共有する様々な資源を有効に活用するなど次世代に引き継いでいくことができる持続発展可能な循環型の共生地域を形成する。 (3) 市民が情報を共有し、自由に行き来できる環境づくりに努めるとともに、他圏域と交流・連携を進めるなど、創造性あふれる地域を形成する。</p>	<p>(自治の基本原則) 第4条 市民及び市は、次に掲げる基本原則により自治を行うものとする。 (1) 市民は、まちづくりに関する情報を共有する権利を有する。 (2) 市民は、まちづくりに参加する権利を有する。 (3) まちづくりは、情報公開と市民参加により策定された計画に基づくものとする。 (4) まちづくりは、まず市民自らが行き、さらに地域や市が補完して行う。 (5) まちづくりは、市民や市など各主体が協働して行うように努める。 (6) まちづくりの実施後は、その結果についての評価を行う。</p>	<p>(この条例の位置付け・体系化) 第5条 この条例は、市政の基本事項について市が定める最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を踏まえ、整合性を図らなければならない。 2 市は、この条例の定める内容に即して、分野別の基本条例の制定に努めるとともに、他の条例、規則等の体系化を図る者とする。</p>
17	明石市自治基本条例	<p>(目的) 第1条 この条例は、明石市における自治の基本原則を明らかにし、自治を担う主体の権利、責務等を明確にするとともに、市政に関する基本的な事項を定めることにより、市民自治によるまちづくりを推進し、もって「明石の自治」の実現を目指すことを目的とする。</p>	—	<p>(自治の基本原則) 第4条 市民及び市は、次に掲げる事項を基本原則として、自治を推進するものとする。 (1) 市政への市民参画 自治の主体は市民であり、市民の市政への参画の機会が保障されること。 (2) 協働のまちづくり 市民と市、市民同士は、適切な役割分担の下で連携し、協働してまちづくりに取り組むこと。 (3) 情報の共有 市民と市、市民同士は、市政への市民参画や協働のまちづくりを進めるに当たって、互いに情報を共有し合うこと。</p>	<p>(条例の位置付け等) 第3条 この条例は、自治の基本を定めるものであり、市は、他の条例、規則等の制定改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重し、この条例との整合性を図るものとする。 2 市は、この条例に定める内容ののっとり、政策分野ごとの基本条例の制定や見直しを行い、他の条例、規則等又は政策の体系化を図るものとする。</p>
18	高松市自治基本条例	<p>(目的) 第1条 この条例は、高松市における自治の基本理念および基本原則を明らかにするとともに、市民、議会および執行機関の役割と責務ならびに参画と協働による自治運営の基本的事項を定めることにより、市民主体の自治の実現を図ることを目的とする。</p>	<p>(自治の基本理念) 第4条 自治の主権者は、市民とする。 2 市は、市民の信託に基づき、個人の尊厳および自由が尊重され、かつ、公正で開かれた市政を推進するものとする。 3 市民および市は、地域の個性および自立性を尊重した地域のまちづくりを推進するものとする。</p>	<p>(自治の基本原則) 第5条 市民および市は、次に掲げる基本原則にのっとり、自治運営を行うものとする。 (1) 情報共有の原則 市政に関する情報を共有すること。 (2) 参画の原則 市民の参画により市政運営および地域のまちづくりが行われること。 (3) 協働の原則 協働して市政及び地域の課題の解決に当たること。</p>	<p>(条例の位置付け) 第3条 この条例は、本市の自治の基本を定めるものであり、市民および市は、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。 2 市は、他の条例、規則等の制定改廃および解釈運用または計画等の策定および変更に当たっては、この条例との整合を図らなければならない。</p>
19	北九州市自治基本条例	<p>(目的) 第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり市民の意思に基づく自立した市政運営を確立すること及び市民が安心して暮らすことができる地域社会を実現することの緊急性にかんがみ、北九州市における自治の基本理念及び基本原則を定め、自治を担う市民の権利及び責務並びに議会、議員及び市長等の役割及び責務を明らかにするとともに、市政運営の基本原則、市政への市民参画その他自治に関する基本的事項を定めることにより、市民の意思を適切に反映させた公正かつ誠実な市政運営の実現、市民の主体的な関与及び市民相互の連携による良好な地域社会の維持形成等を図り、もって本市における市民を主体とした自治（以下「市民自治」をいう。）の確立に寄与することを目的とする。</p>	<p>(基本理念) 第4条 本市の自治は、地方自治の本旨に基づき、自分たちのまちのことは、自分たちで考え、決定していくということ基本理念とする。 2 前項の基本理念に基づくまちづくりの推進は、人が大切にされるまち（すべての市民が年齢、性別、障害の有無、国籍、社会的身分又は門地にかかわらず人として尊重されるまちをいう。以下同じ。）を実現することを旨として行われなければならない。</p>	<p>(自治の基本原則) 第5条 本市における自治は、市民自治を基本として行われるものとする。 2 市政は、住民の信託に基づき行われるものとする。 3 市民及び市は、市政に関する情報を共有するものとする。 4 市民及び市は、自治を担う人材の育成に努めるものとする。 5 市は、市政運営において国及び福岡県と対等な関係に立ち、地方公共団体としての自主性及び自立性を確保するものとする。</p>	<p>(条例の位置付け) 第2条 市は、他の条例、規則その他の規定の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例で定める事項との整合性の確保を図るものとする。本市の基本構想その他の計画を策定し、これらに基づく施策及び事業を実施し、又は法令等（法令、条例、規則その他の規定をいう。）を執行する場合も、同様とする。</p>
20	熊本市自治基本条例	<p>(目的) 第1条 この条例は、本市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民、市議会及び市長等の役割並びに自治を推進するための原則を定めることにより、日本国憲法に規定する地方自治の本旨に基づく自治を推進し、もって個性豊かで活力に満ちた社会の実現を図ることを目的とします。</p>	<p>(自治の基本理念) 第3条 地方自治の本旨に基づく住民自治の拡充推進と団体自治の確立を目指すための基本理念は、次に掲げるとおりとします。 (1) 市民の福祉の増進 (2) 主権者である住民の意思を適切に反映した信託に基づく市政 (3) 一人ひとりの人権の尊重 (4) 情報共有、信頼及び協働による市政・まちづくりの推進 (5) 市民の自発的及び積極的な参画による市政・まちづくりの推進 (6) 将来にわたる持続可能な社会の実現 (7) 国及び県との対等な関係のもとでの自立した市政の推進</p>	<p>(自治運営の基本原則) 第4条 市民、市議会及び市長等は、次に掲げる基本原則により自治運営を行います。 (1) 情報共有の原則 市政・まちづくりに関する情報を共有すること。 (2) 参画の原則 参画により市政・まちづくりが行われること。 (3) 協働の原則 協働により市政・まちづくりが行われること。</p>	<p>(最高規範性) 第38条 他の条例、規則等の制定改廃、解釈及び運用に当たっては、この条例に定める事項を最大限に尊重し、整合性を図ります。各種計画の策定、見直し及び運用においても同様とします。 2 市民、市議会及び市長等は、この条例を尊重し、本市の自治の推進に努めます。</p>